5.2 エネルギー政策

5.2.1 エネルギー政策の枠組み

ミャンマーのエネルギー政策は、以下の4つの目標を達成することにある。

- ①エネルギーの自立を維持する
- ②新エネルギー及び再生可能エネルギーの広範な利用を促進する
- ③エネルギーの効率化と節約を促進する
- ④家庭での代替燃料の利用を促進する

ミャンマーでは、エネルギーに関係した省は全部で7あり、このうち全体のエネルギー政策や各省との調整を担当しているのがエネルギー省 (Ministry of Energy: MOE) であるが、長期的なエネルギーの需給見通しの予測などは実施されていない。他の6省は以下の通りである。

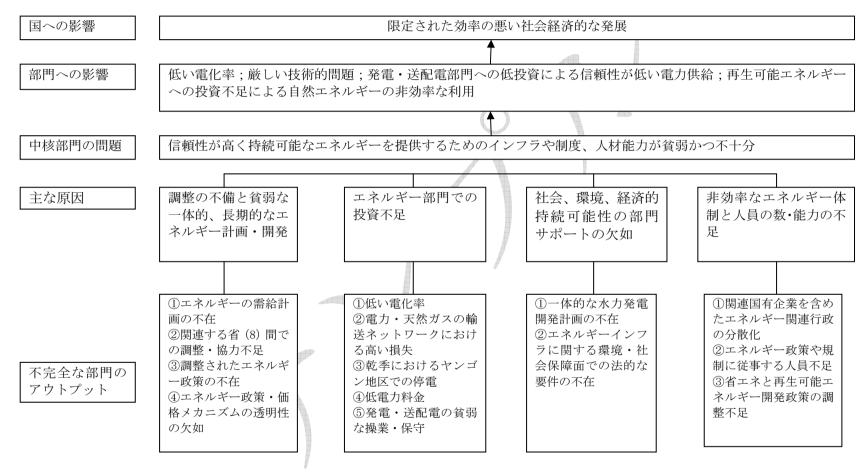
- ①電力省 (Ministry of Electric Power):電力
- ②鉱山省 (Ministry of Mines): 石炭
- ③農業・灌漑省 (Ministry of Agriculture and Irrigation): バイオ燃料と灌漑目的のマイクロ水力
 - ④科学技術省 (Ministry of Science and Technology): 再生可能エネルギー
- ⑤環境保護・森林省(Ministry of Environmental Conservation and Forestry): 薪、気候変動、環境保障措置要求
 - ⑥工業省 (Ministry of Industry):省エネ

表 II -5-12 ミャンマー・エネルギー省の組織図

	エネルギー計画局(Energy	
	Planning Department)	
ミャンマー石油ガス公社	ミャンマー石油化学公社	ミャンマー石油製品公社
(Myanmar Oil and Gas	(Myanmar Petrochemical	(Myanmar Petroleum
Enterprise)	Enterprise)	Products Enterprise)
・原油と天然ガスの探査・	・3ヵ所の精油所、5ヵ所の	・石油製品のマーケティン
生産	尿素肥料工場、3 ヵ所の液	グ・販売
・原油と天然ガスの輸送	化石油ガスプラント、メタ	
	ノールプラントの操業	

出典:エネルギー省

表Ⅱ-5-13 エネルギー分野でミャンマーが抱える課題



出典: Myanmar Energy Sector Initial Assessment (Asian Development Bank, Oct. 2012)

5.2.2 省エネ政策

エネルギー安全保障を促進することが、ミャンマーのエネルギー政策の重要な目標となっている。ミャンマー政府は、ASEANの目標に従い、2005年を基準年として全体のエネルギー消費量を2020年までに5%、30年までに8%削減することをめざしている。

エネルギー省傘下の研究開発センター(Research and Development Center)が省エネ問題を担当しているが、省エネに関係した枠組みは法律や規制面でも存在せず、国レベルでの専任の組織もない。こうしたことから、ミャンマーとしての正式な省エネ政策というものもない。

そうしたなかで、エネルギー省と工業省、ミャンマーエンジニアリング協会(Myanmar Engineering Society) は省エネに関連した活動をいくつか実施している。この中には、各種セミナーやワークショップの開催、ASEAN Energy Award プログラムならびに ASEAN エネルギー管理者認定スキームへの参加が含まれる。

ミャンマー政府は省エネを促進、強化するため、以下の必要性に言及している。

- ①政府による強力なリーダーシップと肩入れ
- ②確定した任務を持った専任の中心的省エネ機関
- ③十分に練られた省エネ政策・指針
- ④エネルギー使用に関する詳細な情報
- ⑤制度面での強化と能力構築
- ⑥省エネ慣行の訓練・普及
- ⑦工業・商業部門でのエネルギー管理慣行の改善
- ⑧製品の省エネラベル・プログラムとエネルギーサービス会社 (ESCO)
- ⑨エネルギー価格の引き上げ

ミャンマー議会で検討が行われている「環境保護法」(Environmental Protection Law) は、近い将来に公布されるとみられているが、同法のもとで、環境や社会保障の要求に責任を持つ環境保護局(Environmental Conservation Department)を新たに設立することが提案されている。新しい部局を設立するためには、幅広い人材を雇用し能力の構築を進める必要がある。

¹ 省エネ活動を積極的に進めている非政府機関。

5.2.3 気候変動政策

ミャンマーでは、気候変動政策の策定は国家環境保護委員会 (National Environmental Conservation Committee) の担当であるが、ミャンマー政府として公式な気候変動政策は公表していない。

ミャンマーは 1994 年 11 月 25 日、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) を批准した。その後、97 年には Agenda 21 を公表し、2008 年 5 月に採択された連邦憲法で環境保護が規定された。また 09 年には国家持続可能発展戦略 (National Sustainable Development Strategy) が公表された。

5.3 分散型電源の動向

5.3.1 自然エネルギー発電

(1) 風力発電

ミャンマーの風力発電開発は、初期コストが高いため、まだ実験・研究段階にある。1998年以降、ミャンマー科学技術研究局(Myanmar Scientific and Technological Research Department)や気象・水利局(Department of Meteorology and Hydrology)によって最新のシステムを用いた風力発電資源の評価が実施されてきている。これまでのところ、西部地域に豊富な風力発電資源があるとみられている。しかし、現在利用可能なデータだけでは、風力発電所の最適な立地点を選定することはできない。

ヤンゴン技術大学物理学科や電力局、ミャンマー電力公社なども、日本の新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) との協力のもとで風力発電の研究開発を実施している。NEDO の支援のもと、風力や太陽光の測定機器が設置されており、風力・太陽光ハイブリッド発電のデータ収集や実行可能性調査が実施されている。

ミャンマー国内では、工業技術大学(Kyaukse)や技術工業高校などの数ヵ所で風力発電タービンが稼働している。これらはほとんど照明用に使われている。Shwetharlyou 山では 2011年9月まで、軸型永久磁石タイプの 3kW 風力発電タービンの建設、試験が実施された。

なお、ミャンマー電力省は 2011 年、タイの Gunkul Engineering Public Company と中国長江三峡集団公司との間で、4000MW (400 万 kW) の風力発電開発の実行可能性調査を実施するという了解覚書に調印した。